

○文部科学省令第十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十一条第二項及び第二百二条第一項本文の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修すること

により当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。